

第3編 工業用水道事業

第 1 章 施設の状況

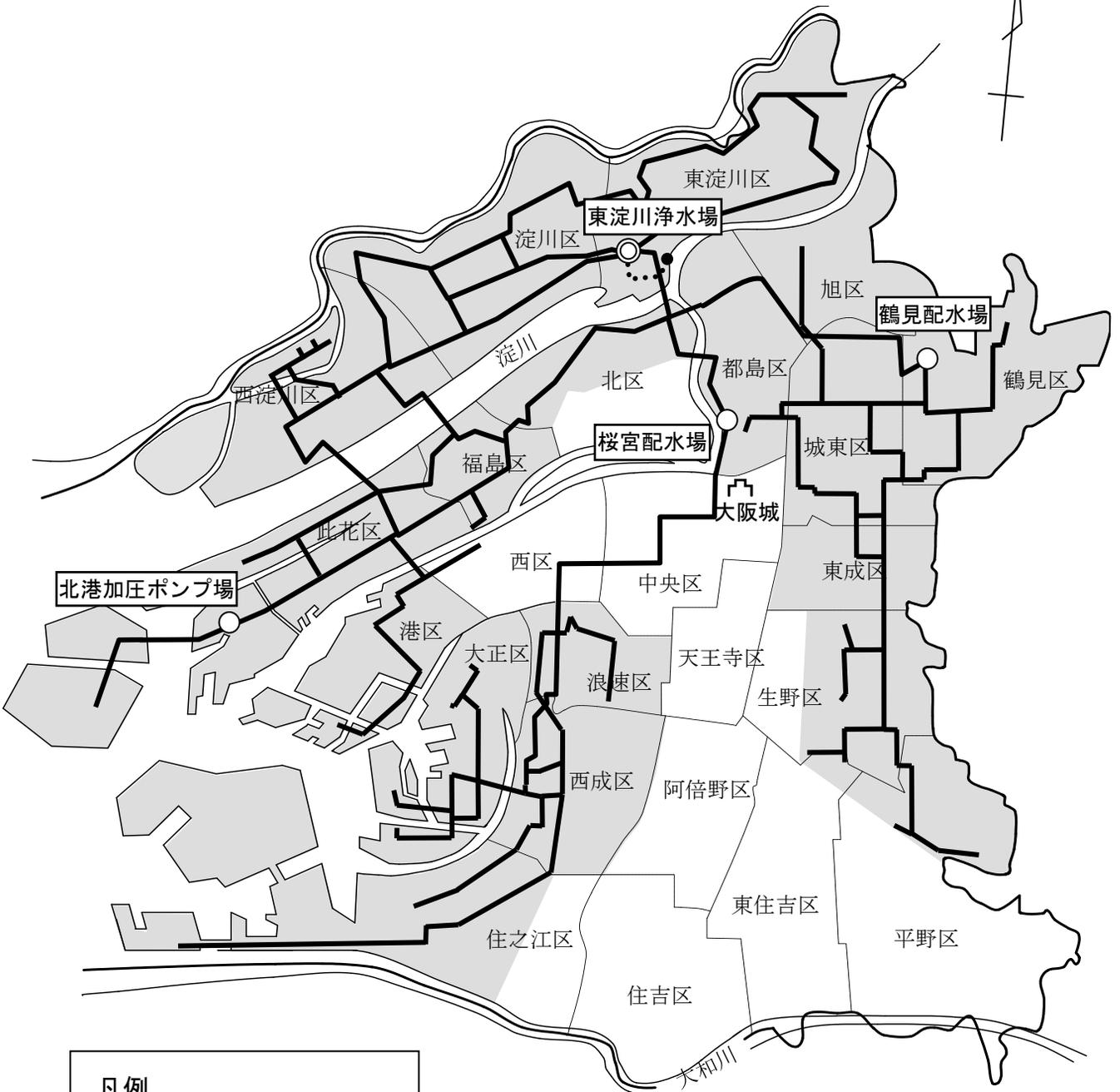
1 概 要

浄水場の概要は次表のとおりで、導・配水管の布設延長は現在293kmとなっている。なお、給水区域は、工業用地下水くみ上げ規制区域の全域である。（市内24区のうち、19区の一部地域）

（令和7年3月31日現在）

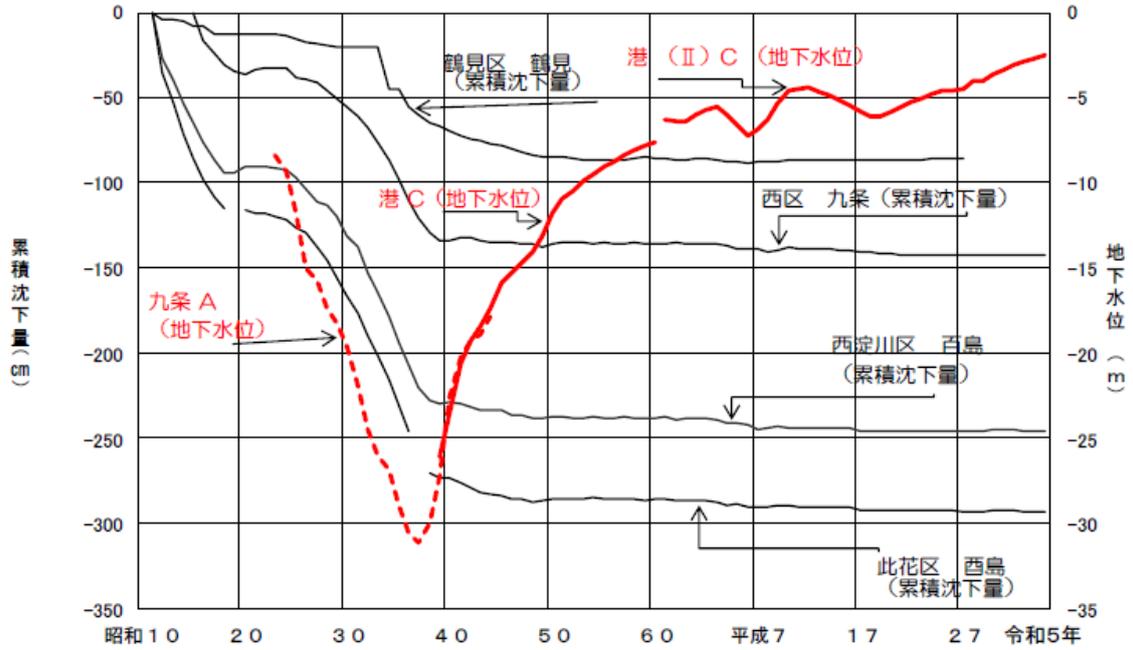
所在地	東淀川区柴島1丁目		
水源	淀川		
給水能力 ($\text{m}^3/\text{日}$)	151,000		
取水設備	取水口	1基	
	沈砂池	2池	
	取水ポンプ	4台（1棟）	
浄水設備	混和池	3池	
	沈でん池	3池	
	薬品注入設備	1式	
排水施設	脱水機	上水と共用	
配水設備	配水池	構内配水池	3,460 m^3 （2池）
		桜宮配水場	1,950 m^3 （2池）
		鶴見配水場	12,520 m^3 （4池）
合計		17,930 m^3 （8池）	
配水ポンプ	東淀川浄水場	6台（内2台休止）	
	桜宮配水場	3台	
	鶴見配水場	5台（内2台休止）	
	合計	14台（3棟）（内4台休止）	
加圧ポンプ	北港加圧ポンプ場 3台		
給水開始（年度）	昭和38		
給水区域	都島、福島、此花、港、大正、浪速、西淀川、淀川、 東淀川、東成、旭、城東、鶴見、西成区の全域 及び北、生野、住之江、東住吉、平野区の一部地域		

大阪市工業用水道 ・ 主要施設位置図



凡例	
	配水管
	取水管
	給水区域

大阪市における地盤沈下及び地下水位の経年変化図



昭和29年 6月 第一期工業用水道給水開始
 昭和31年 6月 工業用水法施行
 昭和34年 4月 大阪市地盤沈下防止条例施行
 昭和34年 5月 第一期工業用水道給水開始
 昭和36年 9月 第二期工業用水道給水開始
 昭和37年 8月 ビル用水法・工業用水法(改正)施行
 昭和39年 10月 第四期工業用水道給水開始
 昭和40年 10月 第五期工業用水道給水開始
 昭和43年 12月 市内指定地域工業用地下水許可期間終了

- (注)
1. 地下水位は、観測井の管頭から地下水面までの距離(年平均値)
 2. 九条A観測井は昭和45年で、港C観測井は昭和60年で観測中止
 3. 鶴見区鶴見観測点は平成27年度で観測中止

参考) 大阪市環境白書令和6年度版(資料12-4)

2 施設整備事業

大阪市の工業用水道は、地盤沈下対策の一環として給水を開始して以来、本市の産業基盤の発達と安定に寄与してきたところであり、異常渇水と引き続く石油ショックによる急激な景気の後退により需要量が大幅に減少するとともに、その後もほぼ一貫して減少傾向で推移した水需要に対応して、浄水場等の施設の統廃合を段階的に進めてきた経緯があるが、依然として本市の都市活動を支える重要な役割を担っている。

こうした中、事故時等の断水によるユーザーへの影響や二次災害等を総合的に勘案し、平常時における安定給水確保を図るため、経年管路及び経年設備の更新整備を、平成 28 年度(2016)年度から令和 5 (2023)年度までの 8 か年、そのうち、平成 28 (2016)年度から令和 3 (2021)年度までは経済産業省の国庫補助事業として実施した。

3 大阪市工業用水道特定運営事業等における施設整備

工業用水道特定運営事業等の施設整備にあたっては、災害時には水道事業からのバックアップ供給設備を活用することを前提に、状態監視保全等により長寿命化を図るなど、日常の安定供給に重点を置いた更新・維持管理を行うこととしている。

管路については、大規模漏水事故の未然防止対策を目的とした状態監視保全技術を確立することで、管路の状態に応じた修繕や取替等を行い、老朽化が顕在化した管路を適宜、更新することとしている。

また、取・浄・配水施設については、状態監視保全技術を活用した劣化診断や状態把握により、施設や設備の状態に応じた修繕や更新を行うこととしている。

第 2 章 営業活動

1 給水状況

昭和29(1954)年給水開始当初の給水区域は、此花区の全部と福島区の一部に過ぎなかったが、その後4回にわたる拡張事業の結果、1日標準給水能力は昭和42(1967)年には575,500m³に達し、昭和43(1968)年から、市内の工業用地下水くみ上げ規制地域の全域に給水を行っている。

この間、給水量は給水区域の拡大や産業経済の発展に伴い順調に推移し、昭和45(1970)年度には1日最大471,640m³を記録した。しかしながら、昭和48(1973)年度の異常渇水、それに引き続いての第1次石油危機による景気の後退を契機にして水使用の合理化が浸透し、減少傾向が続いてきた。

昭和62(1987)年度以降は内需を中心とした景気を持続により、やや増加傾向を示してきたが、平成3(1991)年度からは、景気の後退等により再び減少傾向に転じ、その後は減少基調で推移している。

とりわけ平成20(2008)年度後半からは景気悪化の影響等により、大幅な需要の減少となっている。

令和2(2020)年度に新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言を受け、企業活動の縮小や工場の操業停止等の影響から給水量が前年度から大きく減少した後、一定の回復があったものの、従前の水準には至っていない状況である。

表-1 給水状況

年 度	1日給水能力 m ³	工場数 工場	年間給水量 m ³	1日平均給水量 m ³	1日最大給水量 m ³
昭和 29	52,500	8	3,818,690	13,168	26,750
40	320,500	221	83,749,253	229,450	278,560
45	575,500	497	143,788,858	393,942	471,640
50	575,500	492	95,696,448	261,466	323,310
55	575,500	471	66,354,517	181,793	213,430
60	479,500	483	52,196,484	143,004	169,160
平成 元	479,500	475	53,344,160	146,148	172,750
5	300,000	461	48,638,727	133,257	152,570
10	300,000	433	40,041,699	109,703	144,589
11	300,000	424	39,776,519	108,679	130,795
12	300,000	417	37,998,452	104,105	129,136
13	300,000	405	36,465,847	99,906	132,248
14	300,000	393	33,760,340	92,494	117,000
15	300,000	384	33,045,617	90,289	114,258
16	300,000	392	34,198,660	93,695	119,420
17	300,000	395	33,440,030	91,617	114,110
18	300,000	389	34,280,680	93,920	117,120
19	260,000	382	33,294,250	90,968	118,280
20	260,000	381	30,603,640	83,846	113,070
21	260,000	375	27,872,900	76,364	95,440
22	260,000	371	27,331,860	74,882	96,220
23	260,000	368	25,856,070	70,645	91,640
24	260,000	368	24,672,150	67,595	95,900
25	260,000	365	26,325,590	72,125	94,000
26	260,000	359	25,590,230	70,110	89,570
27	260,000	356	25,172,430	68,777	85,360
28	260,000	349	24,497,410	67,116	85,390
29	260,000	342	24,571,480	67,319	85,140
30	151,000	343	24,402,180	66,855	91,080
令和 元	151,000	343	23,525,020	64,276	81,700
2	151,000	342	20,582,940	56,392	72,680
3	151,000	341	19,675,480	53,905	65,090
4	151,000	345	18,752,010	51,375	67,820
5	151,000	344	21,351,810	58,338	72,420
6	151,000	343	21,424,110	58,696	78,080

(注) 平成5年度までの1日最大給水量には、臨海直送分を含まない。工場数は各年の年度末現在。
令和4年度以降は「大阪市工業用水道特定運営事業等」による給水状況。

なお、令和6(2024)年度における行政区別及び業種別使用水量は、表-2・表-3のとおりで、行政区別では、此花区(24.63%)が最も多く、次いで西淀川区(16.57%)、淀川区(11.30%)、となっている。また業種別では、鉄鋼(27.86%)が最も多く、次いで紙・パルプ(15.49%)、化学(14.55%)、となっている。

表-2 行政区別使用水量

行政区	工場数	年間使用水量	構成比	行政区	工場数	年間使用水量	構成比
	工場	m ³	%		工場	m ³	%
北	11	249,530	1.14	東成	8	101,126	0.46
東淀川	24	2,281,785	10.44	生野	9	28,440	0.13
淀川	36	2,469,957	11.30	浪速	X	377,105	1.73
福島	11	153,500	0.70	大正	23	2,306,922	10.55
西淀川	70	3,622,353	16.57	港	11	475,573	2.18
此花	29	5,384,382	24.63	住之江	33	2,256,848	10.32
旭	X	149,413	0.68	西成	17	338,142	1.55
都島	X	75,572	0.35	東住吉	X	23,908	0.11
城東	17	412,682	1.89	平野	14	169,081	0.77
鶴見	23	982,720	4.50	計	349	21,859,039	100.0

(注)「大阪市工業用水道特定運営事業等」による実績。

工場数は令和6年度中止工場を含む。

工場数が5以下の行政区については法人等情報保護の観点から、工場数を“X”表示とする。

表-3 業種別使用水量

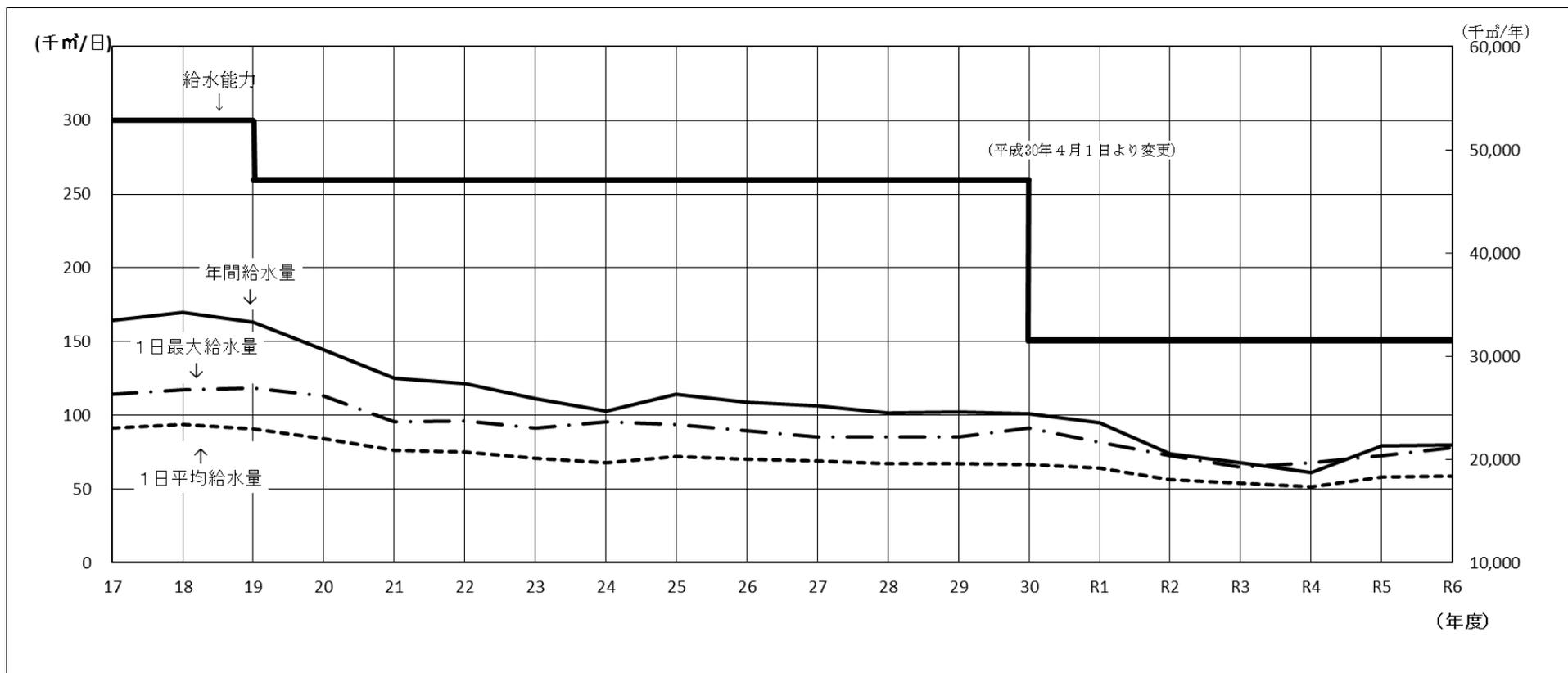
業種	工場数	年間使用水量	構成比	業種	工場数	年間使用水量	構成比
	工場	m ³	%		工場	m ³	%
食品	19	1,616,712	7.40	非鉄金属	6	308,142	1.41
繊維・染色	5	367,742	1.68	金属製品	42	809,157	3.70
紙・パルプ	10	3,386,293	15.49	機械	11	29,469	0.13
出版・印刷	1	X	X	電機	4	659,430	3.02
化学	58	3,179,821	14.55	輸送用機器	3	40,963	0.19
石油・石炭	1	X	X	その他製造業	12	125,116	0.57
ゴム	4	4,621	0.02	電気・ガス・熱供給	6	940,237	4.30
窯業	20	153,104	0.70	雑用水	127	4,139,776	18.94
鉄鋼	20	6,089,477	27.86	計	349	21,859,039	100.0

(注)「大阪市工業用水道特定運営事業等」による実績。

工場数は令和6年度中止工場を含む。

工場数が2以下の業種については法人等情報保護の観点から、水量を“X”表示とする。

給水量累年比較表



水量 \ 年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
給水能力(m ³ /日)	300,000	300,000	300,000	260,000	260,000	260,000	260,000	260,000	260,000	260,000	260,000	260,000	260,000	260,000	151,000	151,000	151,000	151,000	151,000	151,000
年間給水量(m ³)	33,440,030	34,280,680	33,294,250	30,603,640	27,872,900	27,331,860	25,856,070	24,672,150	26,325,590	25,590,230	25,172,430	24,497,410	24,571,480	24,402,180	23,525,020	20,582,940	19,675,480	18,752,010	21,351,810	21,424,110
1日最大給水量(m ³)	114,110	117,120	118,280	113,070	95,440	96,220	91,640	95,900	94,000	89,570	85,360	85,390	85,140	91,080	81,700	72,680	65,090	67,820	72,420	78,080
1日平均給水量(m ³)	91,617	93,920	90,968	83,846	76,364	74,882	70,645	67,595	72,125	70,110	68,777	67,116	67,319	66,855	64,276	56,392	53,905	51,375	58,338	58,696
給水工場数	395	389	382	381	375	371	368	368	365	359	356	349	342	343	343	342	341	345	344	343
(給水会社数)	(331)	(326)	(319)	(318)	(312)	(309)	(309)	(306)	(298)	(294)	(292)	(285)	(279)	(281)	(281)	279	(277)	(279)	(278)	(277)

(注) 給水工場数及び給水会社数は年度末現在。

令和4年度以降は「大阪市工業用水道特定運営事業等」による給水量。

2 業 務

(1) 料 金

工業用水道事業では、景気の低迷や水の循環利用の促進などを背景とした需要量の減少が続くなか、余剰施設の統廃合や、経営の効率化を図ってきたが、それでも事業財政が改善しないため、昭和59(1984)年5月に29.6%の料金改定を実施した。

また、平成元(1989)年4月からは消費税の転嫁を行い、以降消費税及び地方消費税の変更に伴う所要の改定を行った。

本市の工業用水道料金体系は責任水量制をとっており、各使用者の責任使用水量は、昭和40(1965)年4月1日の「責任使用水量決定要領」の制定を起点として、当該要領の制定以前からの使用者は昭和39(1964)年度の責任使用水量を引き継ぎ、制定以降の新規使用者は一律で1月30m³(1日1m³)としている。

料金は、1月ごとに算定し、実使用水量がその月の責任使用水量に満たない場合でも、責任使用水量を使用したものとみなして料金を算定している。

令和4(2022)年4月1日からは、本市工業用水道事業は休止し、みおつくし工業用水コンセッション株式会社が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第9条に規定する公共施設等運営権者として、同日から令和14(2032)年3月31日までの間、国の認可を受けた供給規程等に基づき工業用水の供給を行い、お客さまから給水料及びメータ料を収受することとしている。

なお、供給規程で定める給水料は、大阪市工業用水道施設運営事業に係る実施方針に関する条例第5条に規定する算定方法によって算出される金額を上限として設定することとしている。

I. 給水料

給水料(1m³について)は次の金額に100分の110を乗じて得た額

大阪市工業用水道特定運営事業等供給規程(令和4年4月1日施行)

ア 1月の責任使用水量が30立方メートルを超える場合	責任使用水量に対する分	35円
	超過流量(局長が定める時間における使用水量(以下瞬間使用水量という。)が当該時間当たりのその月の責任使用水量(以下瞬間責任使用水量という。)を超えた場合における当該瞬間使用水量のうち瞬間責任使用水量を超える部分をいう。以下同じ。)に対する分	70円
イ 上記に掲げる場合以外の場合	責任使用水量に対する分	35円
	使用水量のうち責任使用水量を超える部分に対する分	70円

ウ 1月の使用水量がその月の責任使用水量に満たない場合には、その月に当該責任使用水量を使用したものとみなして上記を適用する。

※ 新料金による給水料

前年度の実使用水量の年間合計値を基準実使用水量とし、当年度の実使用水量の累積値が基準実使用水量の1.1倍を超過した翌月からその年度末までの間、責任使用水量を超える分の給水料を、上記の基本となる給水料から10%割引する。(1 m³につき 70円→63円)

なお、新料金については、令和4年度及び令和5年度の2年間試験的に導入し、効果測定の結果を踏まえ、経済産業大臣による供給規定変更の許可を受けて、令和6年度から正式な料金プランとして設定した。

II. メータ料

メータ料は、1個1月につき、次の金額（超過流量を表示する機器を設置する場合にあっては、当該金額に、4,600円を加算した額）に100分の110を乗じて得た額

大阪市工業用水道特定運営事業等供給規程(令和4年4月1日施行)

メータの口径	金額
40ミリメートル以下	400円
40ミリメートル超 100ミリメートル以下	1,500円
100ミリメートル超 150ミリメートル以下	3,400円
150ミリメートル超 250ミリメートル以下	3,800円
250ミリメートル超 350ミリメートル以下	5,000円

(2) 計量・調定・収納

工業用水道では、事業開始以来、毎月点検・毎月徴収を行っている。

当初、工業用水道の使用工場数は比較的少なかったため、計量・調定及び収納等の営業業務は使用工場所在地を管轄する営業所で水道業務とあわせて行ってきた。しかし、昭和37(1962)年2月の機構改革により工業用水道部が新設され、これらの業務のうち使用水量の計量、計算及び認定に関する業務は営業所で行い、調定及び収納等の業務は工業用水道部で行うこととした。その後、工業用水道部内の体制整備に伴い、昭和42(1967)年6月からすべての営業業務が工業用水道部に移行した。次いで昭和46(1971)年6月の機構改革で工業用水道部の廃止に伴い、営業業務はすべて営業課で行うこととした。

計量については、給水開始当初から全計量制を採用している。超過使用水量の計算については従来すべて1か月当たりの使用水量を基礎に行っていたが、昭和43(1968)年4月から瞬間使用水量を基礎として計算することとした。これは昭和41(1966)年以降、地下水くみ上げ規制地域の拡大に伴う使用工場の増加と給水量の増大に伴い、1日における時間的な不均衡使用の傾向が顕著となり、1日当たりの給水能力としては十分余裕がありながら、時間的には給水能力を超過し、安定供給に支障が生じたためである。

また、平成6(1994)年4月から検針業務の効率化を図り自動検針システムを導入している。各工場に取り付けた電子メータと水道局に設置したセンタ設備を、各工場の電話回線を利用して結び、工場を訪問することなく検針データを受信し、ファックスにより「工業用水道のご使用量のお知らせ」を各工場に送信することとした。なお、平成18(2006)年4月からは効率的に多様な通信媒体への対応を可能とするため、局設置センタ方式から委託業者による共同センタ方式へ移行し運用している。

調定については、昭和58(1983)年8月から経営の効率化の一環として料金計算・統計業務などの電算処理を実施している。また、平成6(1994)年4月から自動審査システム(現在の調定収納システム)を導入し、それまで委託業者がおこなっていた電算処理を本市で直接処理することとした。

収納については、納入通知書による納入方法に加え、事務能率とお客さまサービスの向上を目的とし、昭和62(1987)年7月から口座振替による納入方法もあわせて採用している。

令和4(2022)年度から開始した運営権事業においては、本市から情報を引き継いだ調定収納システムを使用して電算処理を行っているが、納入通知書による納入方法については、本市と同規模数の金融機関と運営権者が新たに契約締結することが困難であることや、取扱上限額があるコンビニ収納では単価の高い収納に不向きであることなどを鑑み、口座振込又は口座振替による納入方法を採用している。

令和5(2023)年度から運営権者が、毎月1回の使用水量のお知らせ票を毎日送信するサービスを設けている。

(3) 給水施設工事

工業用水道の給水施設工事の設計及び施工は市が行うが、(令和4年度申込みから「大阪市工業用水道特定運営事業等」での対応としている)内部施設については、工事申込者が本市の承認を受けた設計に基づいて、施工することとなっている。また、道路部分の給水管には白色ビニルテープ等を取り付け、また給水口には飲用不適の標示をするなど、上水道との識別が容易に行えるよう考慮している。

なお、給水施設及び内部施設の構造・材質の基準、給水施設工事費の算出方法などについてはおおむね上水道に準じて行っている。

運営権事業においては、工事にかかる手続きやその基準は本市と同内容を採用しているほか、新規利用者が工水利用を開始するときの負担軽減となるよう新規開始支援策を設けている。

運営権者の新規開始支援策

①給水開始月から12ヶ月の間の給水料の合計額が100万円を超えた場合、工事費用のうち最大50万円を運営権者が負担。なお、工事費用が50万円に満たない場合は、工事費の額を上限として運営権者が負担。

②従来は全額前納であった工事費用を、無利子で分割支払い(工事費用の半分を工事着工

前、残り半分をしゅん工後に精算) できるサービスを実施。

③第三者により情報提供されたお客さまが給水開始した場合に、情報提供者に対し仲介手数料を支払う制度。

メータ取付数（行政区別・口径別）

令和7年3月31日現在（口径単位mm）

	40	50	75	100	150	200	250	300	合計
北	1	1	3	4	1	1	0	0	11
東淀川	1	6	8	4	0	2	2	0	23
淀川	3	13	11	6	4	1	1	0	39
福島	1	3	4	1	3	0	0	0	12
西淀川	10	22	28	9	1	2	2	4	78
此花	0	7	4	6	7	3	4	5	36
旭	0	0	1	3	0	0	0	0	4
都島	0	3	2	1	0	0	0	0	6
城東	1	4	4	6	3	1	0	0	19
鶴見	1	3	12	5	2	1	0	1	25
東成	3	2	1	1	0	0	0	0	7
生野	2	7	1	1	0	0	0	0	11
浪速	0	1	1	0	1	1	0	0	4
大正	5	2	5	3	4	4	0	3	26
港	0	2	3	4	1	1	0	0	11
住之江	5	7	10	4	3	1	0	4	34
西成	0	3	7	6	2	1	1	0	20
東住吉	0	2	0	1	0	0	0	0	3
平野	1	8	4	0	0	1	0	0	14
合計	34	96	109	65	32	20	10	17	383

第 3 章 財務の状況

1 概 要

(1) 収益的収支

工業用水道事業会計		単位:百万円(税抜)		
	6年度	5年度	差 引	増減率(%)
収益	486	554	△ 69	△ 12.4
受託工事収益	1	73	△ 72	著減
運営権設定関連収益 ※1	276	273	3	1.1
繰延運営権対価収益 ※2	50	50	0	-
運営権者更新投資収益 ※3	3	1	2	著増
長期前受金戻入	126	151	△ 25	△ 16.6
その他	21	6	15	著増
特別利益	9	0	9	皆増
費用	515	1,005	△ 490	△ 48.7
物件費	6	70	△ 64	著減
資本費	407	407	1	0.2
その他経費	43	60	△ 17	△ 28.5
特別損失	58	467	△ 409	著減
当年度損益	△ 29	△ 450	421	-
経常損益	20	17	3	-

(注) 表内計数は、全て四捨五入を行っており、また差引、増減率(%)は円単位で計算しているため表内計算で一致しない場合があります。

収益は4億8,600万円で、前年度に比べ12.4%減少した。

これは、運営権事業を開始した令和4年4月以降は本市では給水施設の受託工事の新規受付をしていないことから、受託工事収益が減少したことなどによるものである。

費用は5億1,500万円で、前年度に比べ48.7%減少した。

これは、配水管撤去工事などに伴う特別損失や給水施設の受託工事に係る経費である物件費が減少したことなどによるものである。

これらの結果、当年度損益は2,900万円の純損失となり、前年度に比べ4億2,100万円の収支改善となった。また、特別損失を除いた経常損益では2,000万円の経常利益となり、前年度に比べ300万円の収支改善となった。

(2) 資本的収支

工業用水道事業会計

単位:百万円(税込)

6年度			
資本的支出	1,720	資本的収入	157
建設改良費	171	繰延運営権対価	55
企業債償還金	49	雑収入(保有する地方債の元本償還)	102
投資(地方債の取得)	1,500	収支差引	△ 1,563
		補てん財源	1,563
		減債積立金	49
		損益勘定留保資金等	1,514

(注)表内計数は、全て四捨五入を行っており、表内計算で一致しない場合があります。

資本的収入は、1億5,700万円で、これは、特定運営事業等に係る繰延運営権対価や保有する地方債の元本償還などである。

資本的支出は、17億2,000万円で、これは、経年管路の更新整備等に係る建設改良費、企業債の償還金、資金運用のための地方債の取得である。

この結果、収支差引は15億6,300万円の不足となり、この不足は、減債積立金及び損益勘定留保資金等で全額補てんした。

2 損益計算書

令和6年度大阪市工業用水道事業損益計算書

〔自 令和6年4月1日〕
〔至 令和7年3月31日〕

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
営 業 費 用	419,398,882	営 業 収 益	329,385,492
浄水送水費	5,209,694	受託工事収益	713,624
配水費	162,864	繰延運営権 対価収益者 運営権	50,000,000
受託工事費	412,233	更新投資収益	2,762,057
総係費	519,505	その他営業収益	275,909,811
減価償却費	405,919,295		
資産減耗費	7,175,291		
営 業 外 費 用	37,666,870	営 業 外 収 益	147,582,163
支払利息及び 企業債取扱諸費	1,564,217	受取利息及び 配当金	20,424,672
水道事業会計 分担金	35,798,132	長期前受金戻入	126,328,596
雑支出	304,521	雑収益	828,895
特 別 損 失	57,978,226	特 別 利 益	8,840,000
		当 年 度 純 損 失	29,236,323
計	515,043,978	計	515,043,978

3 貸借対照表

令和6年度大阪市工業用水道事業貸借対照表

(令和7年3月31日)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産)	円	(負 債)	円
1. 固 定 資 産	16,806,289,503	1. 固 定 負 債	27,904,797
有 形 固 定 資 産	12,947,559,335	企 業 債	27,904,797
土 地	3,259,651,166	2. 流 動 負 債	501,347,401
建 物	377,992,443	企 業 債	30,844,742
構 築 物	22,939,532,592	未 払 金	444,681,772
機 械 及 び 装 置	5,011,282,336	前 受 金	18,193,260
工 具、器 具 及 び 備 品	21,805,846	預 り 金	7,627,627
建 設 仮 勘 定	145,053,067	3. 繰 延 収 益	3,483,150,250
減 価 償 却 累 計 額	△ 18,807,758,115	長 期 前 受 金	9,761,334,744
投 資 そ の 他 の 資 産	3,858,730,168	収 益 化 累 計 額	△ 6,638,030,476
投 資 有 価 証 券	3,317,871,342	繰 延 運 営 権 対 価	500,000,000
長 期 未 収 金	250,000,000	収 益 化 累 計 額	△ 150,000,000
そ の 他 固 定 資 産	735,637,428	運 営 権 者 更 新 投 資	13,112,110
減 価 償 却 累 計 額	△ 444,778,602	収 益 化 累 計 額	△ 3,266,128
2. 流 動 資 産	3,125,778,703	(資 本)	
現 金 ・ 預 金	2,272,901,189	1. 資 本 金	13,763,799,797
未 収 金	838,017,356	2. 剰 余 金	2,155,865,961
貯 蔵 品	9,352,422	資 本 剰 余 金	1,703,388,758
前 払 金	2,160,000	国 庫 補 助 金	1,323,926,770
未 収 収 益	3,347,736	工 事 負 担 金	89,545,265
		受 贈 財 産 評 価 額	289,916,723
		利 益 剰 余 金	452,477,203
		減 債 積 立 金	58,749,539
		当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	393,727,664
計	19,932,068,206	計	19,932,068,206

企業債及び一時借入金の概況

企業債の新規発行はなし、一時借入金の本年度末現在高はなし。

